



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成30年6月26日

京都府知事 様

提出者

住 所 京都府長岡京市調子三丁目1番1号

氏 名 サントリービール株式会社 京都ビール工場
工場長 川崎 真吾

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-951-4151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

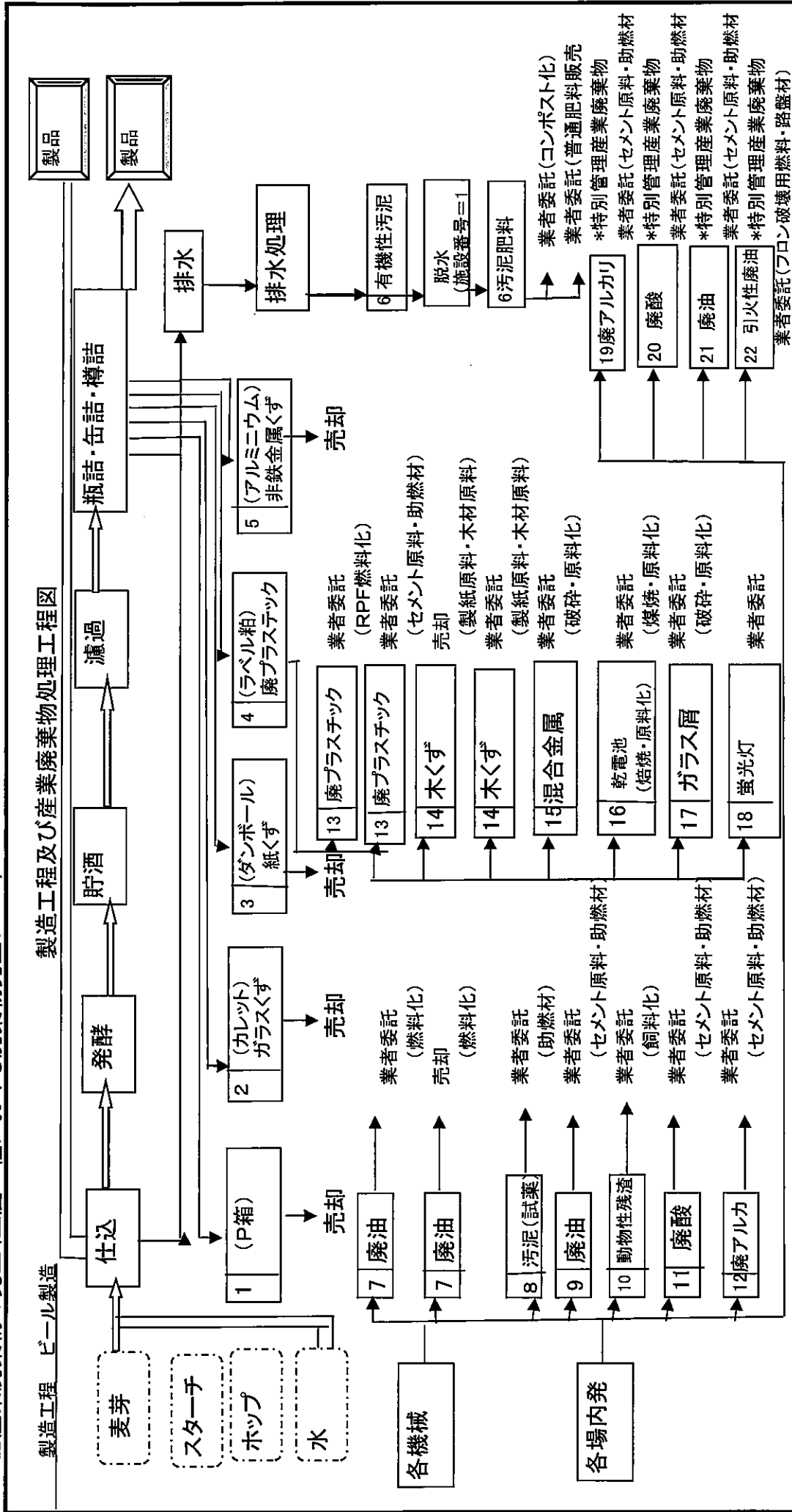
事業場の名称	サントリービール株式会社 京都ビール工場
事業場の所在地	京都府長岡京市調子三丁目1番1号
計画期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	1022:ビール類製造業
② 事業の規模	製品生産量 308,462 KL 前年度実績:平成29年4月~平成30年3月
② 従業員数	131名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

【別紙1】

産業廃棄物の一連の処理の工程

製造工程及び産業廃棄物処理工程図

■ 産業廃棄物の発生(生産工程における廃棄物発生フロー)



【凡例】
 原料
 工程
 番号と廃棄物・売却物
 製品
 廃棄物・廃水の流れ副産物
 ⇒ 工程の流れ

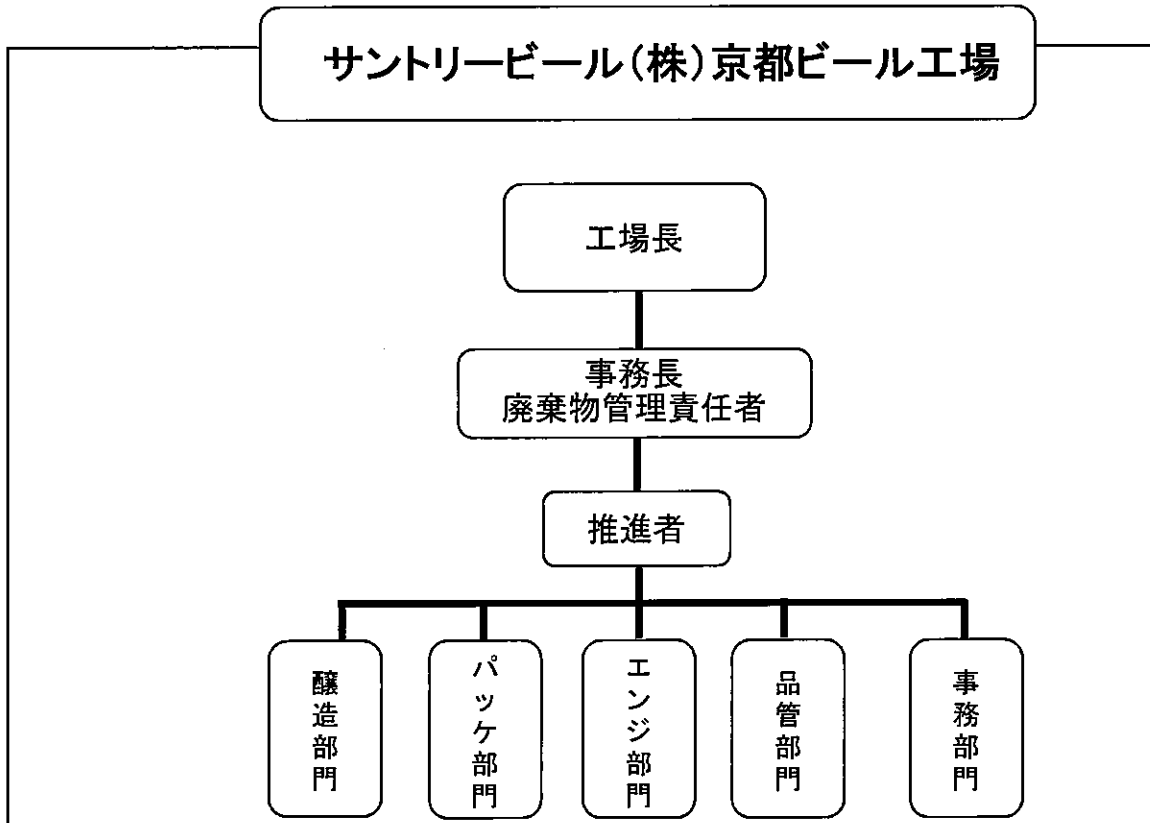
【別紙2】

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1)責任者及び管理組織図

統括責任者	所属:サントリービール(株)京都ビール工場 職・氏名:工場長
廃棄物担当	組織名:サントリービール(株)京都ビール工場 職・氏名:事務長 組織人数: 2人(サントリービール(株)内)
役割	環境マネジメント事務局 ○環境関連全般に関する検討(ISO14001) 環境関連設備(廃棄物処理施設含む)の運転・維持管理状況の把握 ・統括責任者-工場長 ・環境推進責任者-エンジニアリング技師長
	廃棄物処理統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の決定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物処理管理責任者 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理(処分現視察含む) ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理表の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事故

廃棄物管理組織



(2)管理体制

①管理体制(組織)

事業所内の各部署と連携し、環境保全活動を目的とした横断的な組織(環境保全委員会)を編成する。

②管理方法

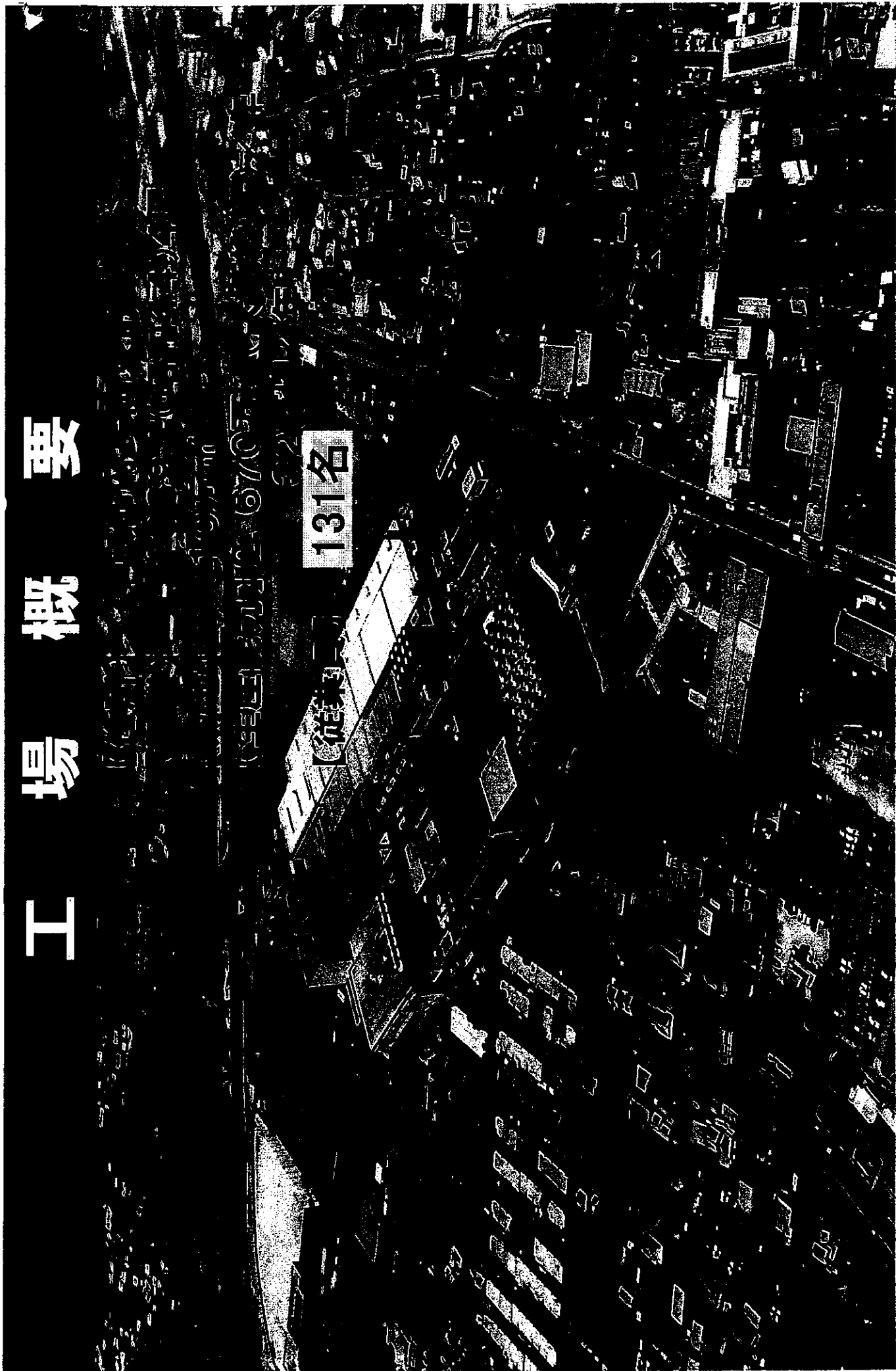
ISO14001規格の要求事項に従い、環境マネジメントシステムに基づいて廃棄物処理に関する管理を継続的に実施する。

工場概要

（株）東洋紡織（株）

131名

【従業員】



工場レイアウト

排水処理施設

製品倉庫

麦芽サイロ

パッケージング

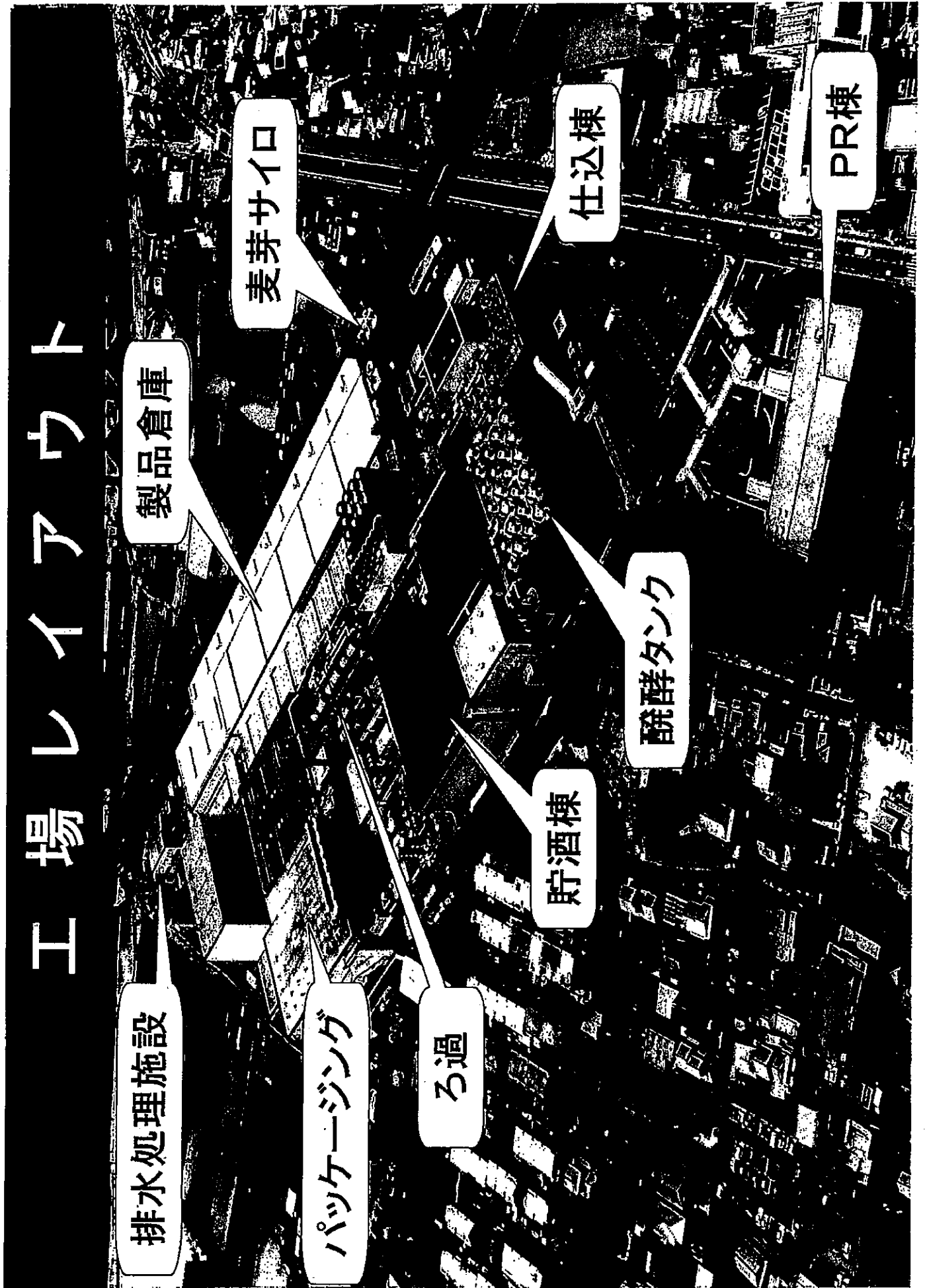
ろ過

貯酒棟

醗酵タンク

仕込棟

PR棟



「別紙③」

産業廃棄物処理計画書（30年4月1日～31年3月31日）

【産業廃棄物の排出の抑制に関する事項】

I-1

(単位: ton)

産業廃棄物の種類	汚泥		廃油		廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず		金属くず		ガラス・陶磁器くず		合計	
	有機汚泥	汚泥(その他)	廃油・機械油	廃油(その他)	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木製パレット	竹	混合金属	乾電池	ガラスくず	蛍光灯		
現状	排出量 (2017年実績)	78,499	108	0	0	0	0	174	256	0	1	0	3	1	79,042
計画	排出量 (2018年計画)	77,714	107	0	0	0	0	172	253	0	1	0	3	1	78,251
これまでに実施した取り組み	①廃棄物の再資源化・減量化(環境保全への取り組み活動により廃棄物再資源化100%を達成し廃棄物発生抑制及び廃棄物量の低減を年々図ってきた) ②廃棄物再資源化100%の質的向上(工場より排出された副産物・廃棄物の質を3Rの視点で捉え、より環境負荷の低減を図ることをいう)														
今後実施する予定の取り組み	これまでの活動の継続、維持管理														

【産業廃棄物の分別に関する事項】

これまでに実施した取り組み	徹底した分別基準の習得により、排出現場で出来る活動を推進 (図1) 廃棄物処理フローシート参照
今後実施する予定の取り組み	これまでの活動の継続、維持管理

【自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項】

(単位: ton)

産業廃棄物の種類	汚泥		廃油		廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず		金属くず		ガラス・陶磁器くず		合計
	有機汚泥	汚泥(その他)	廃油・機械油	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木製パレット	竹	混合金属	乾電池	ガラスくず	蛍光灯	
現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
これまでに実施した取り組み	-													
今後実施する予定の取り組み	-													

【自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項】

(単位: ton)

産業廃棄物の種類	汚泥		廃油		廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず		金属くず		ガラス・陶磁器くず		合計
	有機汚泥	汚泥(その他)	廃油・機械油	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木製パレット	竹	混合金属	乾電池	ガラスくず	蛍光灯	
現状	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	76,381	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76,381
計画	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	75,617	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75,617
これまでに実施した取り組み	汚泥脱水効率の維持管理の向上(総量削減ではなく生産量との原単位で削減を図る)													
今後実施する予定の取り組み	これまでの活動の継続、維持管理													

【自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項】

(単位: ton)

産業廃棄物の種類	汚泥		廃油		廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず		金属くず		ガラス・陶磁器くず		合計
	有機汚泥	汚泥(その他)	廃油・機械油	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木製パレット	竹	混合金属	乾電池	ガラスくず	蛍光灯	
現状	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
計画	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う産業廃棄物の量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
これまでに実施した取り組み	-													
今後実施する予定の取り組み	-													

「別紙③」
産業廃棄物処理計画書（30年4月1日～31年3月31日）

【産業廃棄物の処理の委託に関する事項】

(単位: ton)

産業廃棄物の種類	汚泥		廃油		廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず		金属くず		ガラス・陶磁器くず		合計
	有機汚泥	汚泥(その他)	廃油・機械油	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	木製パレット	竹	混合金属	乾電池	ガラスくず	蛍光灯	
現状														
全処理委託量	2,118	108	0	0	0	0	174	256	0	1	0	3	1	2,661
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	174	256	0	0	0	3	1	434
再生利用業者への処理委託量	2,118	108	0	0	0	0	174	256	0	1	0	3	1	2,661
認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
(現状踏まえて廃プラ類のみUp)														目標値は前年度の 0.99 とする。
計画														
全処理委託量	2,097	107	0	0	0	0	172	253	0	1	0	3	1	2,634
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	172	253	0	0	0	3	1	429
再生利用業者への処理委託量	2,097	107	0	0	0	0	172	253	0	1	0	3	1	2,634
認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
これまでに実施した取り組み	特になし													
今後実施する予定の取り組み	特になし													

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。